失踪宣告取消

平成２１年（家）第７９３１号
本籍山口県防府市大字田島1249番地、住所東京都荒川区南千住２―26―１福寿荘
申立人（失踪者）　中村　昭宏
昭和16年10月10日生
平成21年12月１日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第６５８号
本籍宮城県登米郡東和町米谷字恩田93番地、住所川崎市川崎区富士見２―１―１
申立人（失踪者）　小出　安志
昭和23年11月11日生
平成21年11月28日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

平成２１年（家）第２５６号
本籍仙台市宮城野区鶴ケ谷４丁目31番地の９、住所福島県郡山市大町１丁目16―２クレスト和泉301
申立人（失踪者）　千葉　千尋
昭和25年３月14日生
平成21年12月１日失踪宣告取消審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

平成２１年（家）第８９８号
本籍愛媛県北宇和郡鬼北町大字川上1057番地、住所埼玉県戸田市大字新曽839番地ＦＩＳ戸田西
申立人（失踪者）　駄場　　正
昭和16年６月15日生
平成21年11月28日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第６０６５号
本籍名古屋市南区弥次ヱ町４丁目45番地、住所大阪市西成区天下茶屋北１―４―20―317
申立人（失踪者）　水野　道行
昭和24年１月22日生
平成21年12月１日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２１年（家）第４０６号
本籍香川県東かがわ市引田2931番地１、最後の住所香川県屋島西町867番地
失踪者　野網　正伸
昭和36年１月７日生
平成21年12月１日失踪宣告取消審判確定
高松家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２１年（へ）第２号
川崎市幸区小向町１番３号
申立人　有限会社山城機械製作所
代表者代表取締役　山下　英樹
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月30日
平成21年12月１日　鎌倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｂ19037
金額　272,738円
支払期日　平成21年５月20日
支払地　神奈川県横浜市
支払場所　横浜信用金庫戸塚東口支店
振出日　平成21年１月26日
振出地　横浜市戸塚区舞岡町353
振出人　三宝精機工業株式会社　代表取締役　金子　憲男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第１号
新潟県新発田市曽根470番地
申立人　株式会社星タイヤ商会
代表者代表取締役　星　　誠一
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月24日
平成21年11月30日　新発田簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＤ21501
金額　1,991,955円
支払人　株式会社きらやか銀行新発田支店
支払地　新潟県新発田市
振出日　平成21年５月29日
振出地　新潟県新発田市
振出人　新潟ファームサービス株式会社
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第３号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。
愛知県豊田市神殿町東本郷14番地
申立人　加藤　　忠
権利を争う旨の申述の終期　平成21年11月25日
平成21年11月26日　豊田簡易裁判所
（別紙）　目　録
土地　３筆
⑴豊田市小松野町橋ノ本９番
原野　1150平方メートル
登記年月日番号　名古屋法務局豊田支局昭和30年10月13日受付第1074号
登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
登記原因　昭和30年10月13日特約
売買代金　買主の払った代金
契約費用　買主の払った契約費用
期間　昭和31年12月末日まで
買戻権者　東加茂郡下山村大字和合字松下20番地
鈴木　政則
⑵豊田市小松野町橋ノ本10番
山林　4224平方メートル
⑶豊田市小松野町橋ノ本11番
山林　6234平方メートル
⑵～⑶の土地の登記年月日番号、登記した権利の内容は⑴の土地の記載に同じ

破産手続における包括的禁止命令

平成２１年（フ）第６４０号
石川県七尾市和倉町ヨ部91番地１
債務者　大井　義嗣
主文　破産手続開始の申立てについての決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、一般の先取特権の実行、留置権（商法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成21年12月７日　　金沢地方裁判所民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２０７１号
広島市安佐北区小河原町1594―１
債務者　有限会社田原瓦店
代表者取締役　田原　有敏
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　秀則
４　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７８号
神戸市西区北別府４丁目15番地の21
債務者　神戸合同倉庫株式会社
代表者代表取締役　落　　直子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
４　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午後２時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部